

マイナンバーカードを作ろう!!

マイナンバーカードでできること



- 本人確認書類として使用可能です。
(顔写真、氏名、住所、生年月日、性別が表面に記載)
- 裏面にはマイナンバー(個人番号)が記載
本人確認とマイナンバーの確認が同時にできます
- オンライン申請ができます
確定申告等の電子手続きがマイナンバーカードを使用してオンラインでの申請ができます。

マイナンバーカードの申請方法

スマートフォン	
① スマホで顔写真を撮影	<p>半分以上の人がオンラインからの申請なんだから!!</p>
② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る	
③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録	
④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了	
パソコン	
① カメラで顔写真を撮影	
② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録	
③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了	
郵便	
① 同封の交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了	

マイナンバーカードの申請をお手伝いします

マイナンバーカードの申請に本人が来庁した際、本人確認を行いマイナンバーカードを郵送で受け取ることができます。

(申請時来庁方式)

ステップ1 次のものを持参してください



窓口にて持参するもの

- ・通知カード
 - ・個人番号交付申請書
 - ・住民基本台帳カード
 - ・運転免許証などの顔写真付きの官公署発行の本人確認書類
- お持ちの方のみ

※顔写真付きの官公署発行の本人確認書類をお持ちでない方は健康保険証、離島カードなどの本人確認書類**2点**をお持ちください
※お子様の場合は母子手帳と健康保険証**2点**をお持ちください



ステップ2 写真撮影を町民課窓口で行います。

(写真をご自身で持参する場合は撮影の必要はありません)

ステップ3 暗証番号を設定します。

マイナンバーカードには暗証番号が設定されますので申請時に考えてもらいます。

ステップ4 マイナンバーカードが届きましたらステップ3にて考えてもらった暗証番号を設定し、郵送にて送付します。

マイナンバー通知カード廃止のお知らせ



法律の改正のため令和2年5月25日より通知カードは廃止となりました。今後は通知カードの住所、氏名などの追記や再交付申請はできません。廃止後通知カードが使えなくなるわけではなく、通知カードの券面情報が現在の住民登録の情報と一致していれば、個人番号入りの住民票と同様に、引き続き個人番号を証明する書類として利用できます。ただし、不一致の場合はできません。また、令和2年5月25日以降、出生等で新たにマイナンバーが振られた方は、通知カードの代わりに「個人番号通知書」により12桁の個人番号が通知されます。ただし、この通知書は「個人番号を証する書面」としては利用できません。また、通知書の再交付もできません。

お問合せ 町民課 ☎985-7123